

総合評価方式一般競争入札における自己採点方式の取り扱いの変更について

総合評価方式で行う一般競争入札について、事務の効率化を図るため平成29年度から自己採点方式を試行していますが、平成30年度からは、低入札価格調査制度の実施に伴い、次のとおり取り扱いを変更します。

※ 自己採点方式について

工事ごとに定める評価内容について、入札参加者がその評価を自己採点した上で入札し、自己採点部分と呉市採点部分（施工計画（簡易型のみ）、工事成績評定点及び指名停止措置の状況）の点数の合計並びに入札価格を基に評価値を算出し、その算出した評価値の最も高い者について評価資料の審査を行うものです。

1. 平成30年度からの改正点

平成29年度は、最も評価値の高い1者のみ評価資料の審査を行っていましたが、平成30年度からは、**評価値の高い上位3者が確定するまで**審査を行います。

2. 平成30年度から実施する自己採点方式について

1 自己採点方式の対象

評価項目のうち、「施工計画」（簡易型のみ。以下同じ）、「工事成績評定点」及び「指名停止措置の状況」を除く項目を対象とします（「施工計画」、「工事成績評定点」及び「指名停止措置の状況」は、従前どおり呉市において採点します。）。

2 自己採点方式の概要

- (1) 入札参加希望者は、自己採点表及び評価資料の様式を呉市契約課ホームページからダウンロードします（様式は入札公告の日から入札締切の日まで掲載します。）。
- (2) 入札参加希望者は、評価資料を作成し、その内容に基づき自己採点表の自己採点欄に自ら評価した点数を記載します（別紙1「提出時のイメージ」参照）。
- (3) 入札参加希望者は、自己採点表と評価資料を別々の封筒に封入し、入札期間中に同時に呉市役所契約課へ提出します。

3 自己採点表の評価方法

- (1) 開札後、入札金額が失格基準価格未満であった者、入札が無効となった者を除く入札者について、自己採点表を開封します。
- (2) 自己採点表に記載された評価値と呉市が採点する評価値の合計及び入札価格を基に評価値を算出します。
- (3) (2) で評価値の高い上位3者について、評価資料を開封し、評価資料に基づき自己採点部分について審査します（別紙2「審査後のイメージ」参照）。

(4) (3)において自己採点表の記載内容に錯誤があった場合には、次の基準により採点を行います。

① 過大評価（評価資料審査の結果、自己採点より得点が下がる場合）

錯誤のあった評価内容について、審査後の得点の1/2をその評価内容の得点とします。

② 過小評価（評価資料審査の結果、自己採点より得点が上がる場合）

錯誤のあった評価内容について、評価を修正せず自己採点表のとりの得点とします。

③ 項目が未記入、又は評価資料で内容を確認できない場合

その項目の評価内容は0点とします。

(5) 審査の結果、評価値の高い上位3者が変動した場合は、変動後繰り上がって上位3者となった入札者について審査を行い、以降、上位3者の順位の変動が無くなるまで審査を繰り返します。

(別紙3「自己採点方式のフロー」参照)

4 自己審査方式における落札候補者の決定方法

(1) 評価値の高い上位3者について、総合評価審査委員会において評価内容を審査します。

(2) 審査の結果、最も評価値の高い者を第一落札候補者と決定し、事後審査を行います。

(3) (2)に関わらず、最も評価値の高い者が行った入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格未満であった場合は、その者を対象として低入札価格調査を行い、調査結果について公正入札調査委員会の審査を経て第一落札候補者を決定します。

(4) (3)において、調査資料を提出しない場合や調査を辞退した場合、また、調査の結果、適正な履行の確保ができないと判断した場合は、その者の入札を無効とします。

(5) (4)において最も評価値の高い者を無効としたときは、総合評価審査委員会を行わず、次に評価値の高い者（次順位者）を第一落札候補者とします。ただし、次順位者の入札金額が調査基準価格未満であった場合は、その者を対象として低入札価格調査を行い、以下、評価値の高い上位3者までは同様とします。

(6) 評価値の高い上位3者全てが落札候補者とならなかった場合は、3者を除いた残りの入札者について再度評価を行い、総合評価審査委員会の審査を経て、新たに評価値の高い上位3者を決定し、(2)以降を繰り返します。

(別紙3「自己採点方式のフロー」参照)

5 自己採点方式の留意事項

(1) 評価内容ごとの得点は、小数点第1位までとします（第2位を四捨五入）。

(2) 自己採点方式では、原則として提出された自己採点表の点数、呉市採点部分（施工計画、工事成績評定点及び指名停止措置の状況）の点数及び入札価格をもとに算出した評価値の高い上位3者についてのみ評価資料を審査し、評価値が4位以下の者については原則として審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

(3) 自己採点表又は評価資料が未提出の場合は、入札を無効とします。

(4) 提出された自己採点表及び評価資料等については、差替え、返却は行いません。

(5) 自己採点表又は評価資料の未提出並びにそれらの内容を理由とした指名停止措置は行いません。

5 自己採点表(特別簡易型)

別紙1 提出時のイメージ

住所 呉市〇〇町〇〇番〇〇号
商号又は名称 〇〇建設(株)
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇



Main evaluation table with columns: 工事名, 工事場所, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 配点, 自己採点, 得点. Includes a '注意' (Note) section and a summary table at the bottom.

5 自己採点表(特別簡易型)

別紙2 審査後のイメージ

住所 呉市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 〇〇建設(株)

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇



・過大評価

誤って過大評価した評価内容の点数について、審査により正しい点数とした上で1/2とする。
【誤】自己採点2.0点 【正】市の審査1.0点
評価結果=1.0点×1/2=0.5点

・過小評価

自己採点の点数を上限とし、評価を修正しない。
【誤】自己採点0.5点 【正】市の審査1.0点
評価結果=0.5点

工事 工事場	評価基準	配点	自己採点	得点		
価格以外の評価点	1 企業の施工能力	施工実績あり	2.0	0.5 (1.0)		
		②類似工事の施工実績あり			1.0	
		③実績なし			0.0	
		①平均点が80点以上	4.0	3.0		
		②平均点が75点以上80点未満	3.0			
		③平均点が70点以上75点未満	2.0			
		④平均点が65点以上70点未満	1.0			
		⑤平均点が65点未満又は実績なし	0.0	3.5		
		6.0				
	2 配置予定技術者の能力	①施工管理技士	1.0	0.5	0.5 (1.0)	
		②2級土木施工管理技士	0.5			
		③資格なし	0.0			
		(2)過去15年間の配置予定技術者の公共工事における同種・類似工事の施工経験の有無	①同種工事の施工経験あり	1.0	0.5	0.5
			②類似工事の施工経験あり	0.5		
			③経験なし	0.0		
(3)施工経験工事の従事役職		①監理技術者又は主任技術者	1.0	0.5	0.5	
		②現場代理人	0.5			
		③経験なし	0.0			
(4)配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組状況		①取得単位が20単位以上	1.0	1.0	1.0	
	②取得単位が10単位以上20単位未満	0.5				
	③取得単位が10単位未満、又は単位なし	0.0				
	小計	4.0	2.5	2.5		
	本イメージ図の評価項目及び配点は仮のものです。実際に発注する際の評価項目及び配点は、この図のとおりとは限りません。		3.0	3.0		
3 地域の精通性及び地域貢献の実績	(1)前年度の地域貢献活動の実績の有無(呉市内での広島県アダプト活動認定団体、呉市のふれあいロード・ふれあいりバー推進団体又はふれあい花壇協定団体)	①認定又は協定を締結し、活動実績あり	1.0	1.0	1.0	
		②活動実績なし	0.0			
	(3)呉市消防団活動の有無(公告日現在)	①正規雇用者の中に消防団員の在職あり	0.5	0.5	0.5	
		②消防団員の在職なし	0.0			
	(4)呉市建設業危機管理対策協議会会員登録の有無(公告日現在)	①登録あり	0.5	0.5	0.5	
②登録なし		0.0				
	小計	5.0	5.0	5.0		
4 指名停止措置の状況	(1)過去1年間における指名停止措置の有無	①該当あり	(-1.0)	0.0		
		②該当なし	0.0			
		小計	0.0	0.0		
	合計	15.0		11.0		
標準点(基礎点)	100点					
加算点	(価格以外の評価点の合計を20点換算)					
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点					
評価値	(技術評価点/入札価格)×1,000,000					

